

総合事業：第一号訪問事業 新規指定及び指定更新申請書類チェックシート

注意事項：添付書類の漏れがないよう、備考欄をよく読み、確認欄の事業者の列にチェックを入れてください。

(○)は指定申請時から変更があった場合にのみ提出してください。

△は市から依頼があった場合に提出してください。

申請者名

No.	項目	新規 指定	指定 更新	確認欄		備 考
				事業者	市	
1	申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			新規指定：第1号様式 更新申請：第5号様式
2	付表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			付表3-1
3	登記事項証明書又は条例等	<input type="radio"/>	(○)			登記事項証明書は、申請日の3か月以内に取得した現在事項全部証明書の原本
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			標準様式1
						①管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間（指定予定日から4週間分）を記載しているか。
						②職種別に区分して記載しているか。 ＊事業所内で兼務している場合、職種ごとに記載
						③勤務時間の凡例が記載されているか。
						④職種、勤務形態が記載されているか。
5	従業者の資格証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			①介護福祉士、介護員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程、介護職員初任者研修、訪問介護に関する1級、2級課程）の修了証、看護師、准看護師、保健師の資格証等の写し
						②資格証と姓が違う場合、同一人物であることが確認できるもの。 (例) 戸籍の写し、免許証の表裏の写し（裏書がある場合）
6	サービス提供責任者の資格証の写し (サービスAは訪問事業責任者の経歴書)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			①介護福祉士の資格証、実務者研修、介護職員基礎研修、介護員養成研修1級課程の修了証等の写し (サービスAは訪問事業責任者の経歴書：参考様式2)
7	平面図	<input type="radio"/>	(○)			標準様式2 各区分の用途・面積を明示すること
8	事業所外観及び内部の写真 ※市から依頼があった場合のみ提出	△	△			外観：事業所を正面から撮影したもの 内部：平面図に記載した区分ごとに撮影したもの
9	運営規程	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			*次の内容が具体的かつ分かりやすく記載されているか。
						①事業の目的及び運営の方針
						②従業者の職種、員数及び職務の内容
						③営業日及び営業時間
						④介護予防訪問介護相当サービスの内容
						⑤利用料その他の費用の額
						⑥通常の事業の実施地域
						⑦緊急時等における対応方法
						⑧虐待の防止のための措置に関する事項
						⑨その他運営に関する重要事項
10	利用契約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
11	重要事項説明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

総合事業：第一号訪問事業 新規指定及び指定更新申請書類チェックシート

No.	項目	新規 指定	指定 更新	確認欄		備 考
				事業者	市	
12	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			標準様式4 ＊次の内容を具体的かつ分かりやすく記載しているか。
						①利用者及び家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者 ＊窓口には市、国民健康保険団体連合会等も記載する。
						②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順
						③その他参考事項
13	誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			標準様式5 ＊誓約書の日付を記載する。押印不要。
14	申請に係る事業に係る損害賠償保険証書の写し（直近のもの）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			申込み中の場合は、申込書の写し。 ＊保険証書が届き次第、保険証書の写しを提出すること。
15	介護給付費算定に係る体制届出書及び体制等状況一覧表	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			別紙 50 別紙 1-4-2 別紙 10 同一建物減算（同一敷地内建物等。50人以上居住する建物を除く）に該当する場合